

学校法人会計基準と大学の健全経営：企業会計及び国立大学法人会計との比較分析(下)

HAYASHI, Naotsugu / 林, 直嗣

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei journal of business / 経営志林

(巻 / Volume)

51

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

15

(発行年 / Year)

2014-10-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014701>

〔論 文〕

学校法人会計基準と大学の健全経営 ＝企業会計及び国立大学法人会計との比較分析＝（下）

林 直 嗣

目 次

1. はじめに：大学の健全経営の原則と学校法人会計基準
2. 基本金組入、資本取引と損益取引の分離
 - 2.1. 企業会計における固定資産取得と資本金組入
 - 2.2. 国立大学法人会計における固定資産取得と資本金組入
 - 2.3. 学校法人会計における固定資産取得と基本金組入
 - 2.4. 企業の出資金と所有権
 - 2.5. 学校法人の出資金と所有権
 - 2.6. 資本取引と損益取引の分離
3. 大学財政の目標と経営指標：損益収支・消費収支の均衡
 - 3.1. 短期の均衡・健全財政
 - 3.2. 長期の均衡・健全財政
4. 「帰属収支」概念による赤字の隠蔽（以下、本号）
5. 資金収支計算書に基づく「経常的収支計算」の問題点
6. 学校法人会計基準の問題点
 - 6.1. 学校法人会計基準の利用目的
 - 6.2. 企業会計基準への準拠とその統一的方向性
 - 6.3. 基本金勘定の不完全分離性・曖昧性とその改革
 - 6.4. 基本金組入と減価償却は二重負担という誤解
 - 6.5. 二号基本金の計画的組入の徹底
 - 6.6. 消費収支計算書と資金収支計算書の問題点

7. 学校法人会計基準の改正

7.1. 改正の背景

7.2. 改正の主要ポイント

8. おわりに

〔注〕

〔参考文献〕

5. 資金収支計算書に基づく「経常的収支計算」の問題点

企業会計では、損益計算書において営業収支と営業外収支を合わせたフローの収支を経常収支と呼び、それに経常的でない固定資産売却や災害損失等の特別収支を加えて税引前当期純利益を計算し、さらに法人税等の税金を控除して当期純利益を計上する。固定資産はストックであるが、それを売却する行為はストックのフロー化であるので、損益計算書に入るが、経常的取引ではないので、非経常的取引という意味で特別収支として扱う。減価償却費などフローの経常的な資本減耗分は損益計算書に記録されるが、ストックとしての株式払込金や資本金組入などの資本的収支は資本金勘定であって、損益計算書には入らず、貸借対照表に記録される。経済学的及び経営学的にはフローとストックの違いを厳密に峻別して、会計処理上も混同・混乱するべきではない。

例えば、ある大学は独自の「経常収支計算」を「本学が独自に資金収支計算のうちから経常的収支に関する部分を抽出して作成したもの」と説明しているが、損益計算書（消費収支計算書）ではなく、資金収支計算書を元に作成している点で、

問題がある。

経常的収入として、先ず学生生徒等納付金収入（授業料、入学金、実験実習料）をあげられるが、それから教育充実費（設備拡充費）を資本的収入として控除することは適切な認識と言える。企業は生産・販売活動を営業とするので、売上高などが営業収入になる。教育機関は教育活動を営業とするので、その対価である授業料等の納付金が営業収入に相当する。授業料は授業のために費やされる人件費や教室など資本設備の利用に伴う減価償却費をカバーする教育の代価であるが、設備拡充費は授業の対価ではなく、今後の教育施設拡充のために払い込んでもらうので、払込資本金という性格をもつ。よって資本的収入であるので、経常的収入から控除することが妥当である。ただし「寄附行為」により寄附と見なされるので、出資証券は発行せず、所有権は発生しない。

寄附行為とは、学校法人の根本規則、又は法人を設立する行為そのものをいい、それに基づいて寄附金は法人の設立や拡充に必要な財産の取得に原則として使うべきであるが、特に寄附者の指定がない場合は経常経費に充当することができる」と解釈されている。そのため「特定資金のための寄付金」だけを資本的収入ないし特別収入と見なして控除し、残りは経常収入と見なす処理が、行われている。

補助金収入のうち「研究設備補助金」を資本的収入と見なして控除し、他は経常費補助金と見なすことも、妥当と言える。大学の教育研究活動は、小学校や中学校の教育活動と異なり、完全公共財ではなく、公共財的な性質の部分を有する準公共財であり、その経常的な部分に対する補助金が経常費補助金である。しかし「研究設備補助金」は経常費補助金ではなく、資本的収入と見なせるので、本来は出資金としての性格を持つ。

次に経常的支出のうち、人件費支出から退職金支出と年金特別繰入経費を控除しているが、これらを特別経費とすることは妥当である。教育研究経費と管理経費から建設事業に係わる経費を資本的支出として控除することも妥当である。

しかし資金収支計算書を元にしていないため、

減価償却費がまったく脱漏していることが、通常の「経常収支」という概念とはまったく異なる点であり、不適切となる。企業がモノやサービスを生産・販売する営業活動では人と資本を使うので、人件費や資本の減価償却費が経常経費として掛かり、これを経常収支に記録する。大学の教育活動においても人と資本を使うので、人件費や資本の減価償却費が経常経費として掛かり、これを損益計算書（消費収支計算書）をベースとする経常収支に記録する。しかし資金収支計算書をベースとする「経常収支」からは、減価償却費の部分がまったく脱漏してしまう点が不適切である。

よって「資金収支計算書に基づく独自の経常収支」の均衡という経営態度は、通常の損益計算書を元にする経常収支の均衡と比べて、少なくとも寄附金の一部と減価償却費に相当する赤字を隠蔽する効果を持つ。よってそれが毎年続けば、知らぬ間に累積赤字を膨大化させる結果を招く。もし消費収支計算書を元にした「経常収支」の均衡を求める経営態度であれば、こうした赤字の発生を食い止めることができ、経営の放漫化を防ぐことができる。

6. 学校法人会計基準の問題点

6.1. 学校法人会計基準の利用目的

1970（昭和45）年には私立大学等経常費補助制度が創設され、1971（昭和46）年には補助金交付を適正化する目的で文部省令として「学校法人会計基準」が制定された経緯からして、その利用目的は補助金交付に関する監督指導目的であった。したがって法人内部の管理目的に利用したり、また学生生徒保護者や利害関係者への説明責任を果たす外部報告目的に利用することは、当初から余り意識はされてこなかった。しかし学校法人のかかなりの割合が累積消費収支赤字を抱え、経営が困難に直面するようになると、経営を健全化するために内部管理目的の重要性が高まり、利害関係者への財務情報開示の要請が高まるにつれて外部報告目的が重要性を帯びてきた。現状の計算書類はそれらの目的や要請に十分に対応していない状況であ

るので、そこでそうした時代要請に応えるために、学校法人会計基準を改正することが、焦眉の課題となってきた。

6.2. 企業会計基準への準拠とその統一的方向性

従来の日本では、非営利組織の会計は企業会計と基本的に異なる原則で構築されるという発想法であったため、非営利組織の会計基準では、資本取引と損益取引を混在させる基本金制度など、企業会計のような合理性や明瞭性に反する諸規則も多々見られた。しかも各非営利法人に対して、それぞれの特徴に応じてバラバラの会計基準が作られてきた。こうした非統一性は、所轄官庁が異なり、縦割り行政が支配的であったことを反映していた。

ところが2003（平成15）年施行の国立大学法人法に準拠して、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書が出され、企業会計及びそれに準拠した独立行政法人会計基準を主に援用しながら、国立大学法人の実情に合わせて部分的に修正された会計基準が適用されることとなった。したがって資本取引と損益取引は最初から合理的に完全分離され、それぞれ貸借対照表と損益計算書により明確に記録される。独立行政法人会計基準や国立大学法人会計基準では企業会計に準拠する統一的方向性が明確に打ち出され、資本取引と損益取引とは完全分離されて、部分的にそれらの特殊性に応じて修正するという発想法に変わってきた。この発想法は、アメリカの非営利法人会計基準における統一的で合理的な考え方と共通するものである^(注9)。

2008（平成20）年に新公益法人制度が施行され、民法第三十四条法人であった社団法人や財団法人は、公益法人か一般法人かの申請を5年間の移行期間に選択することとなった。同年に公益法人会計基準も大幅に改正され、原則として企業会計基準に準拠しつつ、部分的に修正するという方向に転換した。

また2007（平成19）年に金融商品取引法が施行され、一定の要件を満たす学校債が「みなし有価証券」とされ、それを発行する学校法人には同法に基づく財務諸表の開示義務が課せら

れた。それを受けてその財務諸表の作成規則として、「有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」が文科省令として公表された。これは企業会計基準の基本原則に準拠しつつ、学校法人特有の事情を若干修正したものである。

他に社会福祉法人会計基準、特定非営利活動法人（NPO法人）会計基準など、未だ従来からの発想法に留まっているものがあるものの、このように非営利組織の会計基準においては、企業会計基準に準拠する統一的方向性が、次第に優勢となり明確になってきている。片山（2011, pp. 31-36）も、同様な方向性があることを指摘している。

6.3. 基本金勘定の不完全分離性・曖昧性とその改革

企業会計でも国立大学法人会計基準でも、払込資本金が損益計算書とは完全分離した資本金勘定で記録され、不正な粉飾をしない限りはそれが損益勘定に混入することはない。ストック概念である資本金的收入及び支出は、フロー概念である損益計算とは完全分離されて、資本金勘定で記録される。

ところが学校法人会計では、払込資本金に相当する寄附金、現物出資、設備拡充費、研究設備補助金などの資本金的收入が、最初から損益計算書と完全分離した資本金勘定ではなく、授業料等の非資本金的收入と共に「帰属収入」という勘定科目で混在して記録される。つまり「帰属収入」は、ストック概念である資本金的收入とフロー概念である非資本金的收入が未分離のまま混入している点で、経済理論的にも会計構造上でも企業会計や国立大学法人会計よりは未熟な段階にある。

その後に学校法人会計基準第二十九条に従って、帰属収入から資本金的支出のみが「基本金に組み入れる額を控除して」消費収入が計算され、それが消費収支計算書において消費支出と対照される。資本金的收入が企業会計のように完全分離されておらず、帰属収入概念により混合して把握される。そこに学校法人会計基準における基本金制度の不完全分離性とそれに起因する曖

味性があり、従来から批判されてきた問題点がある。

例えば(勘定例1)のように、寄附金や設備拡充費などの出資金相当額が100億円で、その他授業料などの非資本的帰属収入が400億円で、消費支出が400億円の場合、帰属収入は500億円となり、当年度の固定資産形成も基本金組入も出資金相当額に等しい100億円ならば、資本収支は均衡してバランスし、消費収入400億円＝消費支出400億円で消費収支も均衡してバランスする。これが学校法人会計基準の想定する均衡財政の姿である。

(勘定例4)

消費収支計算書

授業料等	400
設備拡充費	80
寄付金	20
帰属収入	500
基本金組入額	△ 50
消費収入の部合計	450
消費支出の部合計	400
当年度消費収支差額	50
翌年度繰越消費収支差額	50

(勘定例5) 固定資産形成超過による消費収支赤字

また当年度の固定資産形成を150億円に増やして、これを帰属収入で賄えば、基本金組入が150億円となるので、消費収入は500億円－150億円＝350億円となる。よって消費収支は350億円－400億円＝マイナス50億円の支出超過額(赤字)となる。つまり理事会や評議員会の意思決定により本来の出資金を超える150億円が基本金組入となれば、本来の非資本的収入400億円のうち残りの350億円だけが消費収入となり、消費支出超過額(赤字)が50億円となる。これを借入金で賄えば、負債が50億円となる。やはり理事会や評議員会の意思決定により本来の出資金を超える150億円が基本金組入となるため、本来の非資本的帰属収入のうち50億円が、基本金組入に転化され、消費収支赤字を50億円にしてしまう。正味資産は資

(勘定例4) 固定資産形成抑制による消費収支黒字

しかし、当年度の固定資産形成が50億円に抑えられて基本金組入が50億円ならば、消費収入は450億円となり、消費収支は450億円－400億円＝50億円の収入超過額(黒字)となる。つまり理事会や評議員会の意思決定により本来の出資金のうち50億円が基本金組入となれば、本来の出資金のうち残りの50億円は、消費収入に転化し、消費収支黒字を50億円にすることができる。これを現金で保有すれば、正味資産は50億円＋50億円－負債0億円＝100億円となる。

貸借対照表

資産	50	基本金	50
現金	50	負債	0
		繰越消費収支	50
合計	100	合計	100

産150億円－負債50億円＝100億円となる。

このように、学校法人会計基準では企業会計や国立大学法人会計基準のように資本金勘定を最初から損益勘定と完全分離せずに、「帰属収入」という混在概念で記録するために、理事会等の意思決定により資本的収入の消費収入への転化、非資本的収入の資本収入への転化が、起こってしまう。そこに基本金制度の不完全分離性・曖昧性の問題がある。片山(2011, p. 34)は「学校法人会計基準では、資金提供者の意思だけでなく、さらに理事会等法人内部の意思決定者によっても、基本金に組入が可能な仕組みとなっている。新学校法人会計基準を検討する場合、この点も比較検討する課題であろう」と指摘している。山口(2002, p. 15)や西野(2012, p. 9)なども理事会等による基本金組入の恣意性を指摘している^(注10)。

(勘定例 5)
消費収支計算書

授業料等	400
設備拡充費	80
寄付金	20
帰属収入	500
基本金組入額	△ 150
消費収入の部合計	350
消費支出の部合計	400
当年度消費収支差額	△ 50
翌年度繰越消費収支差額	△ 50

貸借対照表

資産	150	基本金	150
		負債	50
		繰越消費収支	△ 50
合計	150	合計	150

(勘定例 6) 固定資産形成超過分を二号基本金
か借入金で賄い、消費収支は均衡

しかし当年度の固定資産形成が 150 億円であつても、基本金組入が本来の出資金の範囲内の 100 億円で、残りの 50 億円を二号基本金ないし借入金で賄うならば、資本収支は 50 億円の赤字であるが、消費収入 400 億円＝消費支出で、消費収支超過額はゼロで均衡する。

このように基本金制度の下でも、二号基本金など資本準備金を活用して計画的に固定資産形成と基本金組入を行い、基本金組入を本来の出資金の範囲に収める賢明な財政運営を行う場合には、資本収支も損益収支（消費収支）も均衡してバランスを保つことができる。学校法人会計基準はこのような均衡財政を望ましいプリンシプルとして想定している。

また借入金を活用して基本金組入を本来の出資

金の範囲に収める賢明な財政運営を行う場合には、資本収支は赤字となるが、損益収支（消費収支）は均衡してバランスを保つことができる。

ところが二号基本金など資本準備金を活用して計画的に固定資産形成と基本金組入をしない場合や借入金を活用しない場合には、投資変動に対応して基本金組入は年々大きく変動し、それを控除した消費収入も大きく変動し、したがって消費収支も大きく変動する危険性が大きい。西野（2012, p. 10）もまた、「資産」形成が一時的に巨額となる時には、消費収支も大きく変動する危険性を指摘している^(注 11)。実際にはこうした財政運営をする学校法人が少なからずあるために、基本金制度の不完全分離性や曖昧性が混乱や誤解を生んでいる。したがってこうした混乱や誤解をなくすためには、企業会計やそれに準拠した国立大学法人会計及び独立行

(勘定例 6)
消費収支計算書

授業料等	400
設備拡充費	80
寄付金	20
帰属収入	500
基本金組入額	△ 100
消費収入の部合計	400
消費支出の部合計	400
当年度消費収支差額	0
翌年度繰越消費収支差額	0

貸借対照表

資産	150	基本金	100
		負債	50
		繰越消費収支	0
合計	150	合計	150

政法人会計基準などのように、学校法人会計基準においても混乱や誤解の元となっている「帰属収入」という概念を廃止し、資本取引と損益取引を最初から完全分離するように、改正をすることが肝要である。資本取引と損益取引を最初から完全分離すれば、「帰属収入」とか「帰属収支差額」といった混乱概念は消滅する。

6.4. 基本金組入と減価償却は二重負担という誤解

帰属収支こそが本来の損益収支であり、帰属収入から基本金組入を控除した後にさらに減価償却費を差し引くことは二重負担になるなどという批判が、一部にある。そのため消費収支差額の均衡を目的とする学校法人会計基準を否定することは妥当であるなどと極論に走るものがある^(注12)。

この見解は二重の間違いを犯している。今まで詳説したように、帰属収入には寄附金、設備拡充費、研究設備補助金などの資本的収入と授業料等の非資本的収入（消費収入）とが混在しており、学校法人会計基準では帰属収入から基本金組入を控除して消費収入を計算するべきことを定めている。また経済理論や会計理論に従って、国立大学法人会計のように資本取引と損益取引を完全分離すれば、そもそも「帰属収入」や「帰属収支差額」なる混在概念は消滅し、消費収支だけが損益勘定として残る。したがって「帰属収支こそが本来の損益収支である」という見解は、法令に照らして間違いであり、ま

た経済理論や企業会計の一般常識から見ても資本取引と損益取引を混同・混乱している点で間違いである。

もう一つの間違いは、「帰属収入から基本金組入を控除した後にさらに減価償却費を差し引くことは二重負担である」という見解であり、基本金と物的資本＝資産の減価償却との区別を理解できないことから生じる初歩的な誤解である。（勘定例1）を用いてそれを例証しよう。

（勘定例7）基本金組入と減価償却がある場合の均衡財政

（勘定例1）と同じく、100億円の資本的収入（寄附金20億円、設備拡充費80億円）があって、非資本的帰属収入（授業料等）が400億円の場合、100億円の固定設備投資を行う際に、投資の全額を帰属収入500億円のうちの資本的収入100億円で賄えば、基本金組入額は100億円であり、基本金未組入額はゼロ、資本収支は均衡する。貸借対照表では、資産が100億円、基本金が100億円、負債がゼロとなる。正味資産（純資産）は資産100億円－負債0億円＝100億円である。また消費収入は500億円－100億円＝400億円で、消費支出が400億円であれば、消費収支はゼロで均衡する。

100億円の固定資産は10年で資本減耗するとし、学校法人会計基準で定める定額法により各年度に費用配分された減価償却費を10億円とする^(注13)。減価償却により現金支出は伴わないので、各年度に10億円が現金等で法人内

（勘定例7）消費収支計算書

授業料等	400
設備拡充費	80
寄付金	20
帰属収入	500
基本金組入額	△ 100
消費収入の部合計	400
消費支出の部合計	400
当年度消費収支差額	0
翌年度繰越消費収支差額	0

貸借対照表

資産	90	基本金	100
現金等	10	負債	0
		繰越消費収支	0
合計	100	合計	100

に内部留保される。矢部（2011, p.60）は減価償却に起因する効果を以下の3つに分類し、この効果を「自己金融効果」という。期首の資産は100億円であるが、1年目に10億円が減耗するので表のように、直接法により資産は90億円に資本減耗し、10億円の減価償却費を消費支出の費用として計上するが、現金支出はないので「固定資産の流動化効果」が起こる。その10億円を更新投資用に現金等（ないし減価償却引当特定資産）として積み立てる。あるいは間接法の場合は、固定資産を100億円のまま価値変更せずに、減価償却累計額として借方の控除項目として10億円を記載する^{（注14）}。また現金支出はないのでその10億円を更新投資用に現金等（ないし減価償却引当特定資産）として積み立てる。よって資産は減価償却後の固定資産の純額90億円と内部留保された現金等の10億円であり、基本金は100億円が変わらない。2年目にも同様に10億円が減耗するので資産は80億円に減り、累計で20億円の現金等を積むと共に、10億円の減価償却費を消費支出として計上する。よって資産は固定資産の純額80億円と現金等の20億円であり、基本金は100億円が変わらない。以下同様にして、10年目にも10億円が減耗するので固定資産の純額は0億円に減り、10億円の減価償却費を消費支出として計上すると共に、累計で100億円の内部留保された現金等（ないし減価償却引当特定資産）を積み立てる。この効果は「固定資産の再投資用正味財産確保効果」ともいう。よって資産は固定資産の0億円と現金等の100億円であり、基本金は100億円が変わらない。そこで11年目の期首に更新投資用に内部留保された現金等100億円を使って更新投資を行い、同機能の固定資産を購入すると、資産は固定資産の100億円であり、基本金は100億円が変わらない。

よって「帰属収入から基本金組入を控除した後さらに減価償却費を差し引くことは二重負担」にはまったくならない。正常な消費収支計算及び資本勘定に他ならない。

古市（2011, pp. 56-58）も同様な計算例を用いて、「固定資産の費用化は減価償却として行

われた部分についてのみ行われることになり、費用の二重計上は行われないことになる。すなわち、当該固定資産に相当する部分が基本金に組み入れられ、その後取り崩された後までの期間全体を考えるならば、減価償却費を計上しなければ資産の使用に伴い必要な資本が内部に留保されないことになる」と論証している。

6.5. 二号基本金の計画的組入の徹底

企業会計では、株主の払込資本金のうち資本金に組み入れられなかった部分は、資本準備金として積み立てられる。他にも株式交換、株式移転、会社分割、合併などによる差益も、資本準備金として積み立てられる。資本準備金は、貸借対照表における「純資産の部（資本の部）」の「資本剰余金」の一つであり、「資本準備金」と「その他資本剰余金」に区分される。資本剰余金は資本取引から生じた剰余金であり、損益取引から生じた「利益剰余金」と共に「法定準備金」を構成する。会社法により、資本準備金は利益準備金と合わせて資本金の額の4分の1に達していない時に計上しなければならない。資本準備金を使用できるのは、欠損金の填補と資本金組入の場合に限定されており、その金額を減じるためには、資本金に組み入れるなど所定の場合を除き、債権保護手続きが必要である。従来の「利益配当」は2006（平成18）年改正の新会社法では「剰余金の配当」に変わり、分配可能額の範囲内で資本剰余金からも配当できるようになったが、その十分の一の金額は準備金に加えて積み立てなければならない。なお株式払込剰余金は、全額を資本準備金として積み立てなければならない。

会社が稼得した利益の内、社内で留保すべきとして会社法で規定されているものを、利益準備金という。これは貸借対照表における「純資産の部（資本の部）」の「利益剰余金」の一つであり、資本準備金と共に「法定準備金」を構成する。利益剰余金は、損益取引により生じた利益を源泉とする剰余金であり、「利益準備金」と「その他利益剰余金（任意積立金、繰越利益剰余金）」に区分される。利益準備金の法的な性格は、株主が払い込んだ資本金ではなく、損

益取引で生じた利益の一部を留保したもの、つまり留保された内部利益を原資とする。よって旧商法下とは異なり2006(平成18)年5月改正の新会社法の下では、資本取引と損益取引の区分の原則に基づいて、利益準備金を使用できるのは、その他利益剰余金への振り替えや欠損金の填補の場合のみに限られており、資本金への組入れは認められない。その後、中小企業関連団体からの要望があったために、2009(平成21)年4月に会社計算規則の改正により、株主総会の決議に基づいて、利益準備金または利益剰余金から資本金組入が可能となった。ただしこれは、資本取引と損益取引の区分の原則の特例と解釈できる。すなわち利益準備金や利益剰余金は損益取引の結果として生じる経営の成果であり、その所有権は株主に帰属するので、一旦配当として株主に支払われ、それを株主が資本金払込をして資本金組入をしたという本来の手続きが見なしで行われたと、株主総会の決議で了承したと解釈できる。

これに対して学校法人会計では、二号基本金が将来の固定資産取得のために準備して積み立てておく基本金であり、資本準備金としての性格を有する。そのため「先行組入」とも呼ばれている。しかし二号基本金を使った基本金組入の実施は、各学校法人の運用に任せて来たために、計画的な基本金組入はなかなか行われなかった。そこで文部省は1987(昭和62)年に「学校法人会計基準の一部改正について」という高等教育局長通知を公表し、計画的な基本金組入の徹底を図るよう行政指導を行った。それを徹底すれば、(勘定例6)のように、資本収支は赤字でも消費収支は均衡し、少なくとも損益勘定における健全財政は達成することができる。しかし徹底を要請する行政指導にも拘わらず、相当数の学校法人はそれに反して未だに二号基本金の積立による計画的な基本金組入を徹底せず、健全財政を達成できていない。片山(2011, p. 39)はこうした問題点を検討課題として指摘している。

企業会計では、出資金が資本金組入を超過すれば、超過部分は資本準備金として積まれ、損益勘定の収入に流入・混入することはないが、

学校法人会計では寄附金や設備拡充費等の出資金が一号基本金組入を超過しても、超過部分は二号基本金(資本準備金)として積まれることはほとんどなく、「帰属収入」概念を経過して損益勘定の収入に流入・混入する。

企業会計では、資本金組入額に対して出資金が不足しても、損益勘定の収入から直接に資本金組入に流用することはできない。しかし学校法人会計では、基本金組入額に対して寄附金や設備拡充費等の出資金が不足すると、非資本的収入＝消費収入である授業料等の「帰属収入」から直接に基本金組入に流用することができる。基本金組入基準がそれだけ甘く曖昧である。その結果、帰属収入－基本金組入＝消費収入が減少して、消費収支赤字を生じ易くしてしまう。学校法人会計では、損益勘定の収入超過＝消費収支黒字が見込まれる場合、基本金組入額に対して出資金が不足するときには予め「帰属収入」の段階で基本金ないし二号基本金に「先行組入」をすることが可能な構造になっている。

こうした曖昧な資金の流入・混入が可能となるのは、そもそも「帰属収入」が寄附金等の資本的収入と授業料等の非資本的収入とを混合した概念であるからである。よって経済理論的にも会計構造的にもこうした曖昧な混乱をもたらす未熟性を解消するためには、経営実務における「計画的組入の徹底」だけでは難しいので、学校法人会計基準を国立大学法人会計基準のように改正して、資本取引と損益取引を完全分離し、「帰属収入」概念を廃止する必要がある。

6.6. 消費収支計算書と資金収支計算書の問題点

学校法人の財務諸表には二つの収支計算書がある。一つは消費収支計算書であり、基本金組入を控除した消費収入に消費支出を対照させ、経営成果や運營業績を表す計算書であるので、企業会計の損益計算書に該当する。発生主義が採用されているが、現行基準では消費収入に資本的収入と非資本的収入が混入することがあり得るので、企業会計や国立大学法人会計のように資本取引と損益取引を明確に分離する改革が必要であることは、既に詳説した。

損益収支は必ずしも現金等の収支と一致しな

いので、損益計算書上は多額の収入超過＝黒字があっても、現金が不足することはあり得る。すると不渡りなどの債務不履行が起こって、倒産（黒字倒産）に追い込まれる危険性もある。金融機関からの借入金は現金の増加、つまり資金収入となり、借入金依存度が高すぎると経営の健全性に問題を生じる危険性がある。しかし借入金は損益計算における収益ではないので、損益計算書とは別途に記録して、チェックする必要がある。また減価償却費は損益計算上は当期の費用として計算されるが、当期の現金支出としては記録されない。よって健全経営を担保するためには、損益計算書とは別の観点から経営組織の資金の流れを把握し、現金稼得能力と現金支払能力を査定するのに役立つ会計情報を提供できるキャッシュ・フロー計算書ないし資金収支計算書が必要となる。そこで学校法人会計では資金収支計算書の作成を義務づけている。「(資金収支計算の目的) 第六条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとする。」

二つの収支計算書は全体として一区分での収支均衡の状態を捉えることを目的とし、教育活動による収支、施設設備に関わる収支、財務活動等による収支などの活動区分に対応した区分が行われていない。企業会計では、営業活動、投資活動、財務活動などの活動区分に対応した区分が明確に行われているので、学校法人会計においても同様な活動区分による明確化が望ましい。また経常的取引によるものと特別な臨時的取引によるものの区分も、明確にはされていない。そのため保護者や卒業生、利害関係者など外部からは分かりにくいという批判がされてきたが、もともと経常費補助金を交付するための監督管理的目的が主であった。したがってこれからは、学校法人の内部管理的目的と共に、情報開示・ディスクロージャーの時代的趨勢に合わせて一般外部報告目的も考慮し、資本取引と損益取引を明確に区別して、活動区分別の収

支を明確に把握できるようにし、損益計算書やキャッシュ・フロー計算書に近い計算書類体系に改善していくことが望ましい。

7. 学校法人会計基準の改正

学校法人会計基準は1971（昭和46）年に制定されて以来、初めてかなり大幅な見直しが行われ、2013（平成25）年4月に同基準改正の文科省令が公布され、2015（平成27）年4月から施行されることとなった。とはいえ今回の改正は、制度の根幹に関わる抜本的改正ではなく、基本金制度など学校法人会計基準の基本的仕組みはそのまま維持する一方で、学校法人の財政や経営の状態をより分かり易く的確に把握できるように、部分的な改善・充実を図ったものである。

7.1. 改正の背景

牛尾（2013）によれば、見直しの背景には（1）私立学校を巡る経営環境の変化、（2）財務情報の公開の進展、（3）これまでの検討経緯、の3つがあったという。（1）少子化の進行と共に、18歳人口が1992年の205万人から2012年には119万人にほぼ半減し、短期大学が591校から372校に減る一方で、4年制大学が523校から783校へ増えて、競争が激化したこと、入学定員充足率80%未満の私立大学は2校（0.5%）から121校（21.0%）に増えたこと、などにより「経営環境がきわめて厳しいといわざるを得ない」状況になったという認識がある。（2）2005年に私立学校法改正により財産目録等の財務書類を利害関係人からの請求があった場合に閲覧に供することが義務づけられ、それ以降各学校法人は広く一般への財務情報の公開に取り組んできたこと、文部科学大臣の所管となる学校法人の661法人（98.7%）が2012年にはホームページ上での公開を行っていること、を背景としてあげている。

7.2. 改正の主要ポイント

(1) 基本金制度

牛尾（2013）によれば、「公教育を担う学校法

人の永続性、健全性は学校法人制度において引き続き最も重要な要素であり、それを維持する上で有効な仕組みである基本金制度については、今回の改正において、その基本的な考え方を維持している」という。学校法人会計基準第二十九条では「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」と定めており、これを「基本金制度」と言うことがある。しかし「諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、組み入れた金額を資本金(ないし基本金)とする」という資本金制度(ないし基本金制度)は、企業であろうと国立大学法人であろうと学校法人であろうと、あらゆる事業体の会計にとって当然必要な普遍的原理であり、それ自体が特に問題となっているわけではない。改正同基準の第二十九条では、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」と、「帰属収入」が「事業活動収入」という概念に代置されただけで、まったく変更はなく、従来通り維持されている。問題は、企業会計や国立法人会計のように、基本金の資金源泉を出資金という資本的収入に明確に限定し、資本勘定と損益勘定とを完全に分離することである。しかしこの最大の問題点は未解決のままとなれ、その改正は次回以降に持ち越されることになった。

(2) 資金収支計算書

学校法人会計基準では「毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとする」と定められている。しかし全体として一区分におけるものであったので、今回の改正では活動区分別の資金の流れを明らかにするため、教育活動による資金収支、施設整備等活動による資金収支、その他の活動による資金収支の3区分を導入した。これらは企業のキャッシュ・フロー計算書

における営業活動による資金収支、投資活動による資金収支、財務活動による資金収支の3区分に対応している。

既に日本私立学校振興・共済事業団(2007)は、各法人の内部での経営判断指標として「教育研究活動キャッシュ・フロー」が重要な意義を持つことを指摘していた。また日本公認会計士協会(2009)は、資金繰りの正確な把握のためには資金収支計算書に代わってキャッシュ・フロー計算書の導入が必要であることを提言していた。こうした動向に対して、田島(2009)は、「経営面が悪化している学校法人が年々増加してきていることから、消費収支計算書における収支バランスや貸借対照表に見る資産と負債の状況以上に、資金繰りを重視して経営判断を行うことが必要であることを示唆している」と指摘している。また千葉(2012)の指摘によれば、「資金収支計算書では収入、支出の調整計算を行っているために資金の増減にかかる情報を直接把握することが不可能であるのに対して、キャッシュ・フロー計算書ではキャッシュ・フローの状況を活動区分別に表示することから支払い能力を知るための有用な情報を直接得ることができる。くわえて国立大学法人会計基準や公益法人会計基準等他の会計基準では、既にキャッシュ・フロー計算書が導入されており、比較可能性という観点からもその導入が求められている。」

すなわち損益計算書(消費収支計算書)の収支は現金等の収支と完全に一致するわけではなく、資金収支計算書の収支も調整計算で加工するため現金等の収支を正確に把握できない。よって損益計算で健全であるとしても現金等の収支が悪化して資金ショートによる倒産リスクを回避するためには、キャッシュ・フロー計算書の導入が必要となる。企業会計基準や国立大学法人会計基準などでは、既にキャッシュ・フロー計算書の作成が義務づけられているが、学校法人会計基準では対応が未だ遅れている。

しかし今回改正では、資金収支計算書を維持しつつ活動区分は導入したものの、資金の流れを当該年度の活動に限定する調整計算を残すことによって、キャッシュ・フロー計算書の導入

資金収支計算書のイメージ

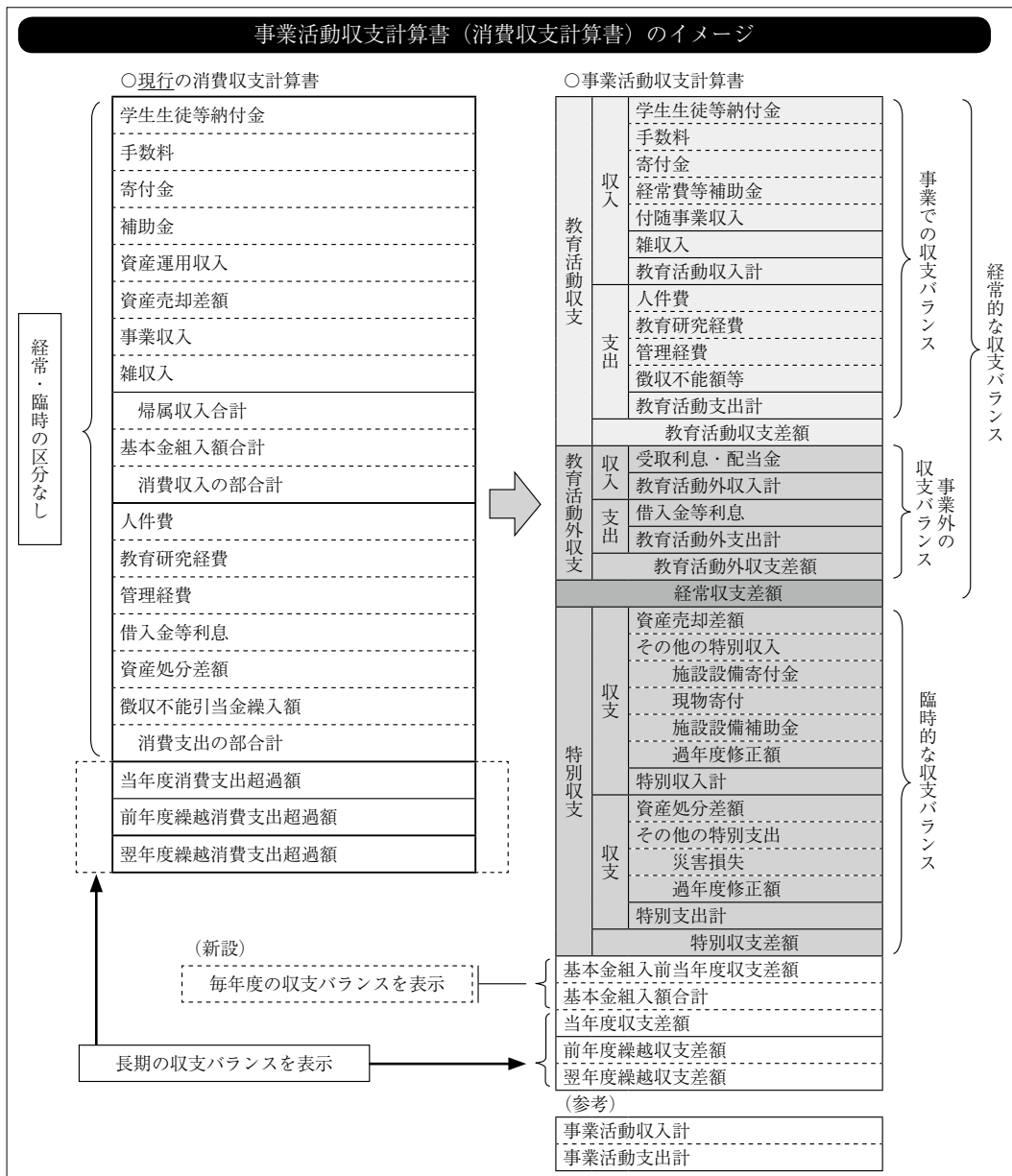
○現行の資金収支計算書		○活動区分資金収支計算書	
収入	学生生徒等納付金収入 手数料収入 寄付金収入 補助金収入 資産運用収入 奨学基金運用収入 受取利息・配当金収入 施設設備利用料収入 資産売却収入 不動産売却収入 有価証券売却収入 事業収入 雑収入 廃品売却収入 借入金等収入 前受金収入 その他の収入 (何)引当特定預金からの繰入収入 前期末未収入金収入 資金収入調整勘定 前年度繰越支払資金 収入の部合計	支出	人件費支出 教育研究経費支出 管理経費支出 借入金等利息支出 借入金等返済支出 施設関係支出 設備関係支出 教育研究用機器備品支出 その他の機器備品支出 図書支出 車両支出 資産運用支出 有価証券繰入支出 (何)引当特定預金への繰入支出 収益事業元入金支出 第3号基本金引当資産支出 その他の支出 資金支出調整勘定 次年度繰越支払資金 支出の部合計
		教育活動による資金収支	
		収入	学生生徒等納付金収入 手数料収入 特別寄付金収入 一般寄付金収入 経常費等補助金収入 付随事業収入 雑収入 教育活動資金収入計
		支出	人件費支出 教育研究経費支出 管理経費支出 教育活動資金支出計 差引 調整勘定等 教育活動資金収支差額
		施設整備等活動による資金収支	
		収入	施設設備寄付金収入 施設設備補助金収入 施設設備売却収入 第2号基本金引当特定資産取崩収入 (何)引当特定資産取崩収入 施設整備等活動資金収入計
		支出	施設関係支出 設備関係支出 第2号基本金引当特定資産繰入支出 (何)引当特定資産繰入支出 施設整備等活動資金支出計 差引 調整勘定等 施設整備等活動資金収支差額
		小計（教育活動資金収支差額 + 施設整備等活動資金収支差額）	
		その他の活動による資金収支	
		収入	借入金等収入 有価証券売却収入 第3号基本金引当特定資産取崩収入 (何)引当特定資産取崩収入 小計 受取利息・配当金収入 収益事業収入 その他の活動資金収入計
		支出	借入金等返済支出 有価証券購入支出 第3号基本金引当特定資産繰入支出 (何)引当特定資産への繰入支出 収益事業元入金支出 小計 借入金等利息支出 その他の活動資金支出計 差引 調整勘定等 その他の活動資金収支差額
		支払資金の増減額（小計 + その他の活動資金収支差額）	
		前年度繰越支払資金	
		翌年度繰越支払資金	

にまでは進まなかった。

(3) 事業活動収支計算書

経営・運営の期間成果を把握するために、企業の損益計算書に該当する財務書類として従来は「消費収支計算書」と呼ばれてきたものを、今回改正では「事業活動収支計算書」と名称変更をし、「帰属収入」という概念も廃止した。また資金収支計算書の改正にも対応して事業活

動収支計算書でも事業活動区分を導入し、「教育活動収支」と「教育活動外収支」という2区分をし、これらを纏めて「経常収支差額」として把握する。それ以外の施設整備や資産運用に伴う臨時的で非経常的な収支を「特別収支差額」として区分することになった。「経常収支差額」と「特別収支差額」の合計は、「基本金組入前当年度事業活動収支差額」として把握し、それから「基本金組入額合計」を控除して「当年度



事業活動収支差額」を計算することとした。したがって「帰属収入」概念は廃止されたが、その代わり収支差額という差分を取ったために「基本金組入前当年度事業活動収支差額」という概念が代置され、これが俗に言う「帰属収支差額＝帰属収入－消費支出」という概念に相当することになる。

ただし改正条文の間では、定義の矛盾を生じている。改正同基準の第十六条では、「事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算するものとする」と規定しているので、従来の「帰属収入」に代置して「事業活動収入」という定義を採用しており、「事業活動収入」は基本金組入を控除する前の負債によらない収入であることは明らかである。

ところが第二十條の3と5では、「3 当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額（經常収支差額に第十五條第三号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする」、「5 当該会計年度の当年度収支差額（基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を控除した額をいう。以下同じ。）は、基本金組入額の次に予算の額と対比して記載するものとする」というように、基本金組入を控除する前の概念として「基本金組入前当年度収支差額」を再定義し、基本金組入を控除した後の「当年度事業収支差額」と区別している。よって第十六条と第二十九條で定義する「事業活動収入－事業活動支出＝事業活動収支」は基本金組入を控除する前の定義であるので、「基本金組入前当年度収支差額」という定義に矛盾する。

牛尾(2013)のイメージ図を引用してあるが、その中で「当年度収支差額」、「前年度繰越収支差額」、「翌年度繰越収支差額」を纏めて「長期の収支バランスを表示」と説明している点是不適切である。「当年度収支差額」はあくまでも単年度の短期的な収支であるので、3節で詳説したように長期の収支は、複数の年度に跨る累積概念である「前年度繰越収支差額」と「翌年度繰越収支差額」の部分であることを識別する必要がある。

寄附金や設備拡充費は資本的収入という性格を持つにも関わらず、それらを損益勘定から分離せずに經常収入のうちの教育活動収入に分類している点は、理論的には不適切である。施設設備寄附金や現物寄附、施設設備補助金なども資本的収入であるにも関わらず、事業活動収入のうちの特別収入に分類している点も、理論的には不適切である。こうした資本的収入は、企業会計や国立大学法人会計のように、損益勘定から完全分離して、資本勘定で把握する必要がある。しかし資本勘定と損益勘定の完全分離という重要な改正は今回は行われなかったため、性格の異なる勘定の混入という曖昧性が依然として残ってしまった。この問題点の改正は次回改正以降への持ち越し課題となった。

8. おわりに

本稿では先ず2節で、基本金組入の論点、資本取引と損益取引の分離という重要な論点について、企業会計や国立大学法人会計との比較参照をしながら、学校法人会計における諸問題の正確な摘出と分析を行った。法人財産を確保するために法令の規定に基づいて計算され登記される資本の金額を、資本金ないし基本金とする制度は、またその資金源泉を自己資金に限定するという制度も、どの法人でも変わらない普遍の原理である。最大の問題点は、前者では資本取引と損益取引が完全分離され、資本的収入が損益計算に混入しないのに対して、後者では資本取引と損益取引が「帰属収入」に混入するので、その概念を経由して資本的収入が損益計算（消費収支計算）に混入し、さまざまな混乱を生じている点である。

3節では、大学財政の目的が損益収支ないし消費収支の均衡にあること、及び適切な経営指標とは何か、について短期と長期に分けて分析を行った。単に負債を除いた「帰属収入」ではなく、出資・基本金組入も除いた後の純粹の損益収支や消費収支によってこそ、経営成果や運営状態の正しい把握が可能となる。

4節では、俗に言う「帰属収支」という概念が「消費収支赤字」を隠蔽する効果を持つこと

によって、財務行動や経営行動にどのような影響を及ぼすのか、分析をした。固定資産取得に必要な資本金収入を確保した上で、本来消費支出に充当すべき消費収入も確保して、資本収支と消費収支の双方で均衡することが、学校法人会計基準が目指す本来の望ましい財政の姿である。帰属収入＝消費支出という帰属収支均衡を目指せば、資本収支も消費収支も支出超過となり、大学財政の不健全化を招く。

5節では、資金収支計算書に基づく「経常収支」概念が減価償却費を脱漏する効果を持つことによって、財務行動や経営行動にどのような影響を及ぼすのか、分析をした。損益計算と資金収支計算は完全一致するわけではないので、資金収支計算書に基づく「経常収支」概念は脱漏する減価償却費の分だけ赤字を隠蔽する効果を持ち、大学財政の不健全化を招く。

6節では、現行の学校法人会計基準が企業会計基準や国立大学法人会計基準と比較してどのような問題点を内包しているのか、学校法人会計基準の利用目的、企業会計基準への準拠とその統一的方向性、基本金勘定の不完全分離性・曖昧性とその改革、基本金組入と減価償却は二重負担という誤解、二号基本金の計画的組入の徹底、消費収支計算書と資金収支計算書の問題点など、従来から提起されてきた批判を踏まえて分析を行った。

7節では、そうした問題点の認識を踏まえて、改正学校法人会計基準の主要な改正ポイントと残された問題点について検討した。今回改正では、消費収支計算書を事業活動収支計算書と改め、資金収支計算書と共に活動区分別に分かり易く明確に記録できるように改善したものの、基本金制度は現行通り維持したため、国立大学法人会計のように資本取引と損益取引を完全分離する改革は今後の課題として残された。

[注]

(注9) 千葉 (2007) によれば、アメリカの最初の大学会計基準は、1932年に全国高等教育機関標準報告書が公表した「大学財務報告 (Financial Report for Colleges and Universities)」であり、原則として企業会計に準拠していた。

現在では1993年に財務会計基準審議会 (FASB) が公表した Financial Accounting Standards (FAS) No. 117「非営利組織体の財務諸表 (Financial Statements of Not-for-Profit Organizations)」により、大学を含めて非営利団体に対する統一した会計基準が適用されることとなった。これも原則として企業会計に準拠するものであり、要請する財務諸表は、財政状態報告書 (貸借対照表)、事業活動計算書 (損益計算書)、キャッシュ・フロー計算書の3表である。こうした統一的方向性は、日本では独立行政法人会計基準や国立大学法人会計基準、公益法人会計基準などの制定に反映している。

(注10) 西野 (2010, p. 9) も、基本金の恣意性を指摘している。「企業会計では資本金の金額は株主の出資に基づき会社法の規定に従って決定される。ところが基本金の金額は取得した「資産」の金額に依存する上に、「資産」の範囲も学校法人の判断による。そのため基本金の金額に恣意性が入り込む余地があるとの批判がある。」

(注11) 西野 (2010, p. 10) も同様な危険性を指摘している。「もともと消費支出に充てられるべきか否かの区分が「資産」取得という取引の結果によって決められるため、本来、消費支出に充てられるべきものが「資産」取得に充てられる恐れもある。また、実務上「資産」取得時期に恣意性を認める余地があり、消費収支差額の信頼性を損ねることにもなる。とくに、一時的に巨額の組入が行われた時にはその影響は大きい。」

(注12) 古くからの二重計上論には内倉 (1986) などがある。また消費収支均衡を否定する考え方に分類される一例としては、長谷川 (2013) がある。長谷川 (2013, p. 27) は「学校法人が儲けることがあってはならないという社会通念に應えるため、また学費値上げや公的補助金の要請のためには、消費収支計算 (採算計算) は赤字でなければならない。このため、基本金組入の操作により消費収支差額を赤字にできるように学校法人会計は設計されたものといえる」と極論する。しかし消費収支差額を採算性の指標として否定する一方で、

消費収支計算（採算計算）を儲けの指標と言うことは、自己矛盾である。また公共財や外部性の理論によれば、政府や自治体による補助金は、教育機関の活動の公共性ないし外部性に対して供与されるものであり、赤字であることは直接の関係はない。実際、消費収支赤字が限度額を超えると、新学部・新学科の申請は却下という罰則が適用される。営利法人の民間企業が赤字になったからといって、政府が補助金を供与することはない。よってこれは公共財や外部性の理論に関する無理解から生じる誤解である。

(注13) 矢部 (2012) は、学校法人会計基準が定額法を採用した理論的根拠として、定額法の場合は数値例で定常状態に至った後は、減価償却累計額と現金残高は一致するが、級数法の場合は一致しないことを指摘している。

(注14) 学校法人会計基準第三十四条の3では、「減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる」と間接法を原則としながらも、必要に応じて直接法の使用を認めている。

[参考文献]

- 牛尾則文 (2013) 「学校法人会計基準の見直しの背景と改正のポイント」『会計・監査ジャーナル』No. 695, pp. 46-50。
- 内倉滋 (1986) 「『学校法人会計基準』の批判的検討」『産業経理』第46巻第2号。
- 片山覺 (2011) 「学校法人会計基準の現状と課題」『會計』第179巻4号, pp. 508-523。
- 国立大学法人会計基準等検討会議 (2003) 「『国立大学法人会計基準』及び『国立大学 法人会計基準 注解』報告書」、3月5日。
- 田島睦浩 (2009) 「学校法人の永続維持を保障する会計基準のあり方の提言—アカウンタビリティ（説明責任）と経営評価を実現する学校法人会計基準のあり方—（その2）」『大学行政管理学会誌』第

13号, pp. 15-23。

千葉洋 (2007) 「米国における学校法人会計の展開」『杏林社会科学研究』第23巻3号, pp. 1-13。

千葉洋 (2012) 「『学校法人会計基準』における資金収支計算書とキャッシュ・フロー計算書」『成城大学経済研究』第198号, pp. 17-34。

西野芳夫 (2010) 「学校法人会計基準再考」『産業経理』第70巻第2号, pp. 4-16。

日本私立学校振興・共済事業団 (2007) 『私立学校の経営革新と経営困難への対応—最終報告—』8月。

日本公認会計士協会 (2009) 「キャッシュ・フロー計算書導入に係わる提言」『学校法人委員会研究報告』第13号, 4月14日。

長谷川哲嘉 (2013) 「学校法人会計の意識変革」『税経通信』4月号, pp. 26-35。

古市雄一郎 (2011) 「高等教育機関が提供する会計情報についての検討—学校法人会計基準の再考を中心に—」『大学財務経営研究』第8号, pp. 53-61。

文部科学省 (2013) 「学校法人会計基準の一部を改正する省令」文部科学省令第15号, 4月22日。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1333921.htm

矢部孝太郎 (2012) 「『学校法人会計基準』上の会計計算構造についての一考察」『大阪商業大学論集』第8巻第1号（通号165号）, pp. 29-46。

山口善久 (2002) 「経営の理念と基本金」『学校法人』Vol. 25, No. 3, pp. 11-16。